

令和元年八千代市農業委員会

第 11 回総会議事録

八千代市農業委員会

◆令和元年八千代市農業委員会第11回総会議事日程

開催日時	令和元年11月7日(木)午後2時30分～午後4時2分
開催場所	八千代市役所新館6階 第4会議室
日程第1	議事録署名人の選任
日程第2	議案上程(議案第1号～第4号, 報告第1号～第3号)
日程第3	議案審議及び採決

◆議 題

議案第1号	農地法第4条の件(県許可分)
議案第2号	農地法第5条の件(県許可分)
議案第3号	農用地利用集積計画審議の件(農業経営基盤強化促進法)
議案第4号	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件
報告第1号	会長決裁事項の報告 農地の転用事実に関する照会の件
報告第2号	事務局長専決事項の報告 農地法第4条届出書の件
報告第3号	事務局長専決事項の報告 農地法第5条届出書の件

◆出席農業委員 (11名)

1 立石 猛	2 齋藤 孝一	4 小名木 伸雄
5 加茂 太郎	6 將司 実	8 浅野 正夫
9 深山 信夫	10 石井 忠徳	11 立石 勝則
12 萩原 直也(遅参)	14 間野 恵一	

(欠席委員: 3 黒崎 玲子 7 江野澤 隆之 13 川嶋 和義)

◆出席農地利用最適化推進委員 (13名)

1 島村 隼人	2 山崎 良弘	3 市川 和彦
4 今井 茂	5 志田 啓佑	6 鈴木 勉
7 石井 孝治	8 村田 一夫	9 立石 輝雄
10 安原 清	11 立石 秀夫	12 長岡 勇
13 蜂谷 與		

◆事務局（4名）

局長 斎藤 万里子
主事 樽見 侑樹

次長 石原 雄二

主査補 青木 重憲

◆総会議事録

議長	皆さん、こんにちは。 ただ今出席されております，農業委員は10名，推進委員は13名です。 農業委員定数の過半数に達しておりますので，本日をもって招集されました令和元年八千代市農業委員会第11回総会は成立いたしました。
議長	ただ今から開会します。 ◆日程第1，議事録署名人の選任を行います。 お諮りします。 議事録署名人は議長において指名することに，異議ありませんか。 【「異議なし」の声あり】
議長	異議なしと認め，指名します。 5番 加茂委員，6番 將司委員，両委員にお願いします。
議長	◆日程第2，議案第1号から議案第4号及び報告第1号から報告第3号をもって，本日の議題とします。 この際，お手元に配付してあります文書により，朗読は省略しますので，ご了承承願います。
議長	◆日程第3，これより，議案の審議及び採決を行います。 議案の審議及び採決は，議案第1号より逐次行います。
議長	●議案第1号 農地法第4条の件，県許可分， 1番 申請人の出頭を願います。 【1番 申請人入室】
議長	申請人及び申請代理人の方ですか。
申請人 代理人	はい。 はい。
議長	それぞれお名前をお願いします。

<p>申請人 代理人</p>	<p>〇〇です。 吉田測量設計株式会社の〇〇です。 大東建託株式会社の〇〇です。 大東建託株式会社の〇〇です。</p>
<p>議長</p>	<p>申請されました件について、各委員の質問にお答えください。 事務局より概要の説明を願います。</p>
<p>次長 局長</p>	<p>議案朗読（1番） 本件につきましては、10月31日、地区担当の加茂委員、志田推進委員と11月の現地調査班で調査を行いました。 現地は、昨年5月29日に埋蔵文化財の試掘目的で一時転用許可された場所でありまして、試掘作業が終了し、農地として復元がされ管理されていた状態でしたので、お手元の現地調査結果報告書のとおり問題なしとのことでございます。 場所につきましては、案内図1ページをご覧ください。米本内宿南の畑で、国道16号の米本神社交差点の西約200メートルに位置しております。また、土地利用計画図は2ページでございますので、併せてご覧ください。 今回の申請地は同じ申請人が平成30年第8回総会で審議いただいた長屋住宅用地の西側になります。 申請理由は、申請人が所有土地の有効利用について検討した結果、長屋住宅による賃貸事業が最も適切と判断したことから、自己所有の畑に長屋住宅の建設を計画したいとするものです。 また、土地の選定につきましては、他の自己所有地でも検討したところ、条例による許可条件に該当せず建設できないことや、土地の形状が建設に不向きであること、水道等のライフラインが未整備であるという理由から、申請地でなければ土地の有効利用としての長屋住宅建設の目的が果たせないため、選定したとのことです。 転用許可基準である立地基準につきましては、まず農地区分については、当該地は、農用地ではないこと、農地の集団規模が10ヘクタールを超えることから、第1種農地と判断される土地であります。第1種農地は原則として転用の許可をすることができませんが、既存集落に接続して設置される住宅であれば許可できるものとされています。本件における例外規定の適否について、許可権者である千葉県へ確認をしたところ、周囲の状況を勘案した結果、この規定が適用できるとの判断がなされています。</p>

	<p>もう一つの転用許可基準である一般基準につきましては、申請目的実現の確実性として、転用行為に必要な資力は、金融機関の融資予約通知書で確認しています。転用行為の妨げとなる権利の有無について、当該地に借受人はなく、妨げとなるものは確認できません。</p> <p>周辺農地の営農条件への支障につきましては、隣接の農地は自己所有地となっているため支障はないと考えます。</p> <p>上水道につきましては、市営水道より給水すること、雨水排水につきましては、開発区域内に浸透施設を設置し、新設のU字溝へ放流し、汚水及び雑排水につきましては、合併処理浄化槽にて処理し、こちらもU字溝へ放流すること、工事中は、仮囲いを設置しガードマンの配置等により、防災対策を施すこと、をそれぞれ確認しています。</p> <p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認をしています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>志田推進委員どうぞ。</p>
志田推進委員	<p>去る10月31日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は試掘後、農地として復元された土地でありましたが、現地調査の折には形状に少し変化が見られました。農地の管理として今回問題なしとしましたが、申請人には今後は転用等の申請手続きと実態に齟齬のないようお願いいたします。</p> <p>また、先ほど事務局から説明があったとおり、他の自己所有地については、計画施設の条件に適した土地がないため、今回の申請について転用は止むを得ないと考えます。</p> <p>委員の皆さんのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。立石勝則委員どうぞ。</p>
立石勝則委員	<p>申請地の東側の土地は昨年に転用し長屋住宅になっていると思いますが、入居率は何パーセントくらいあるのでしょうか。</p>
代理人	<p>昨年の2棟16戸については、完成2か月前に満室の契約となりました。</p>
立石勝則委	<p>では、今回の2棟の入居者はどのような方をターゲットにしているのですよ</p>

員	うか。また、家賃はだいたいどのくらいを予定しているのでしょうか。
代理人	20 から 30 代の夫婦 2 人世帯や小さいお子様のいる 3 人世帯の家族の入居を想定して、1 LDK、2 LDK の部屋づくりとしています。家賃帯は場所にもよりますが、1 階の方が狭いので、1 LDK は 55,000 円から 60,000 円くらい、2 LDK は 65,000 円から 70,000 円弱くらいで考えています。
議長	他に質疑ありますか。 【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 ご苦労様でした。 申請人及び申請代理人は退場してください。 【1 番 申請人退室】
議長	これより議案第 1 号について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。 【「討論なし」の声あり】
議長	討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第 1 号について、申請のとおり原案を許可相当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。 【挙手】
議長	挙手、全員であります。 よって、議案第 1 号については、原案のとおり決定しました。
議長	●議案第 2 号 農地法第 5 条の件、県許可分、 1 番 申請人の出頭を願います。 【1 番 申請人入室】

議長	申請人及び申請代理人の方ですか。
申請人 代理人	はい。 はい。
議長	それぞれお名前をお願いします。
申請人 代理人	八千代市教育委員会の宮澤です。 雅工房株式会社の〇〇です。
議長	申請されました件について、各委員の質問にお答えください。 事務局より概要の説明を願います。
次長 局長	<p>議案朗読（1番）</p> <p>本件につきましては、10月31日、地区担当の蜂谷推進委員、11月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所でございますが、案内図3ページをご覧ください。勝田五反目台の畑で勝田台公民館の南東約200メートルに位置しております。土地利用計画図は次の4ページにございますので併せてご覧ください。</p> <p>申請理由は、申請地は土地利用計画図のと通りの開発計画があり、開発事業予定者と八千代市教育委員会と協議した結果、申請地は埋蔵文化財包蔵地とのことであり、開発事業前に埋蔵文化財の試掘調査が必要であるため申請に至っております。内容といたしましては、八千代市教育委員会が埋蔵文化財の試掘を行うため土地を使用貸借し、農地の一時転用申請したいとするものです。なお、試掘が終了した際は農地に復元いたしますが、その後、専用住宅の建設を目的とした開発許可の取得及び農地転用許可申請を予定しているとのことです。</p> <p>転用許可基準である立地基準につきましては、まず農地区分につきましては、当該地は、農用地ではありませんが、農地の集団規模が10ヘクタール以上あり、第1種農地に該当しますが、水管、下水管、ガス管の3種類が埋設されている道路の沿道の区域にあることと、申請地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設があることから、第3種農地にも該当し、この場合には第3種農地が優先され、第3種農地と判断される土地であります。第3種農地は原則許可となります。</p> <p>もう一つの転用許可基準である一般基準につきましては、申請目的実現の確</p>

<p>議長</p>	<p>実性として、転用行為に必要な資力については、試掘費用は予算の範囲内で八千代市教育委員会の負担で行うこととなります。</p> <p>転用行為の妨げとなる権利の有無について、当該地に借受人はなく、妨げとなるものは確認できません。</p> <p>周辺農地の営農条件への支障につきましては、隣接に農地がありますが、土砂等の流出がないように試掘を行うとのことでした。</p> <p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認をしています。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>蜂谷推進委員どうぞ。</p>
<p>蜂谷推進委員</p>	<p>去る 10 月 31 日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は作付けされており、適切に管理されている状態でした。</p> <p>事務局から説明のあった通り、今回は、開発前に埋蔵文化財の試掘を行う必要があるため、一時転用して調査を行うこととなりますが、調査後に農地へ復元することになりますので、申請については問題ないと考えております。</p> <p>委員の皆さんのご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。深山委員どうぞ。</p>
<p>深山委員</p>	<p>試掘後の開発の概要を教えてください。</p>
<p>代理人</p>	<p>建売分譲住宅 9 軒の申請を考えています。建設にあたっては、新設道路の計画、雨水抑制対策等を市の関係各課と協議した中でやっていく予定となっています。</p>
<p>深山委員</p>	<p>要望として、今回の申請と開発の際の転用申請は審査要件が異なりますので、承知いただいたうえで、農業委員会と十分協議を行いながら進めてください。</p> <p>次に教育委員会の方にお聞きしたいのですが、今回の調査の費用はどれぐらいかかるのでしょうか。</p>
<p>申請人</p>	<p>想定範囲内で調査が終われば 35 万円前後と思われます。期間は 7 作業日と考えています。</p>

議長	他に質疑ありますか。石井孝治推進委員どうぞ。
石井孝治推進委員 申請人	<p>試掘は深さ何センチ掘るのですか。</p> <p>60センチを想定しています。耕作土を剥く程度になります。</p> <p>試掘調査は重要なものがあるかないかの調査です。重要なものが出ると別途協議となり，期間と費用は別になります。</p>
議長	重要か重要でないかはどこで判断するのですか。
申請人	<p>千葉県の埋蔵文化財の調査基準により判断します。時代としては，中世の鎌倉，室町，戦国時代のものと判断がつくものに関しては調査します。江戸時代くらいからのものとすと，代官屋敷の跡など重要なものであれば調査するようになりますが，民家レベルのものであれば本調査までには至りません。そのように定められています。</p>
議長	他に質疑ありますか。
	【「質疑なし」の声あり】
議長	<p>質疑なしと認め，質疑を終わります。</p> <p>ご苦労様でした。</p> <p>申請人及び申請代理人は退場してください。</p>
	【1番 申請人退室】
議長	<p>これより議案第2号について，討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	【「討論なし」の声あり】
議長	<p>討論なしと認め，討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行います。</p>
議長	議案第2号について，申請のとおり原案を許可相当とすることに賛成の農業

	<p>委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手，全員であります。</p> <p>よって，議案第 2 号については，原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>●議案第 3 号 農用地利用集積計画審議の件については申請が 2 件ありますが，申請番号 1 番は委員が申請に関係しています。議案に関係する委員については，農業委員会等に関する法律第 31 条及び八千代市農業委員会会議規則第 20 条の規定により，議事に参与することができないとされていることから，申請番号 1 番の審議・採決を行った後，2 番について審議・採決を行います。</p>
議長	<p>それでは，まず議案第 3 号中 1 番について，審議・採決を行います。</p> <p>議案第 3 号中 1 番については私が申請に関係しているため，会議規則第 20 条の規定により退出いたしますので，これより議長を深山職務代理に交代します。</p>
	<p>【石井会長退室】</p> <p>【深山職務代理議長席に着席】</p>
議長	<p>議事を進めます。</p> <p>事務局より概要の説明をお願いします。</p>
次長 局長	<p>議案朗読（1 番）</p> <p>それでは，案内図の後ろから 2 ページ目，「別紙 1」と書いてあります，令和元年第 11 回総会議案第 3 号案内図の別紙 1 の 1 ページをご覧ください。</p> <p>本件の申請内容につきましては，場所は吉橋芝山の畑 2 筆で，花輪橋の東約 350 メートルに位置しております。</p> <p>借受人の申請理由は，賃貸借権の再設定でございます。貸出人の申請理由は，その要望に沿いたいとするものでございます。賃料は，1 反当り 12,000 円です。</p> <p>利用集積計画要件の，全部効率利用要件につきましては，遊休農地及び貸付地はありません。常時従事要件につきましては，従事日数は 300 日となっております，150 日以上を満たしています。</p> <p>説明は以上です。</p>

議長	<p>質疑を行います。 質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 これより議案第3号中1番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第3号中1番について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の 挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第3号中1番については、原案のとおり決定しました。 石井会長、入室願います。 これより議長を石井会長に交代します。</p> <p>【石井会長入室】 【深山職務代理自席に着席】</p>
議長	<p>議事を進めます。 続いて、議案第3号中2番について、審議・採決を行います。 事務局より概要の説明を願います。</p>
次長 局長	<p>議案朗読（2番） 続きまして、案内図の一番後ろのページ、別紙1の2ページをご覧ください。 本件の申請内容につきましては、場所は佐山池の下の田7筆で、秀明大学の グラウンドから北約150メートルに位置しております。 借受人の申請理由は、賃貸借権の再設定です。貸出人の申請理由は、その要</p>

議長	<p>望に沿いたいとするものです。賃料は、1年間で米5俵です。</p> <p>利用集積計画要件の、全部効率利用要件につきましては、遊休農地及び貸付地はありません。常時従事要件につきましては、従事日数は300日となっており、150日以上を満たしています。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第3号中2番について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第3号中2番について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。</p> <p>よって、議案第3号中2番については、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>●議案第4号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件、事務局より概要の説明を願います。</p>
次長 局長	<p>議案朗読（1番）</p> <p>本件につきましては、10月31日、地区担当の加茂委員、志田推進委員と11月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>相続人の納税猶予が20年の満了を迎えるため、その利用状況の確認を行ったものでございます。</p> <p>場所につきましては、現地調査案内図の、5ページをご覧ください。</p>

	<p>調査の結果につきましては、農地としてそれぞれ適正に管理されておりましたので、その旨を本日配布した「議案第4号添付資料」の1, 2ページのとおり、税務署に報告したいとするものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>5番 加茂委員どうぞ。</p>
加茂委員	<p>去る10月31日に現地調査等により確認を行いました。</p> <p>対象の特例農地は適正に管理されておりましたので、納税猶予の20年の満了を迎えるにあたって特段問題ないと思われまます。</p> <p>委員の皆さんのご審議、よろしくお願いいいたします。</p>
次長 局長	<p>議案朗読（2番）</p> <p>本件につきましては、10月31日、地区担当の立石猛委員、島村推進委員と11月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>相続人の納税猶予が20年の満了を迎えるため、その利用状況の確認を行ったものでございます。</p> <p>場所につきましては、現地調査案内図の6, 7ページをご覧ください。</p> <p>調査の結果につきましては、農地としてそれぞれ適正に管理されておりましたので、その旨を「議案第4号添付資料」の3, 4ページのとおり、税務署に報告したいとするものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>1番 立石猛委員どうぞ。</p>
立石猛委員	<p>去る10月31日に現地調査等により確認を行いました。</p> <p>対象の特例農地は適正に管理されておりましたので、納税猶予の20年の満了を迎えるにあたって特段問題ないと思われまます。</p> <p>委員の皆さんのご審議、よろしくお願いいいたします。</p>
次長 局長	<p>議案朗読（3番）</p> <p>本件につきましては、10月31日、地区担当の安原推進委員と11月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>相続人の納税猶予が20年の満了を迎えるため、その利用状況の確認を行っ</p>

	<p>たものでございます。</p> <p>場所につきましては、現地調査案内図の8ページをご覧ください。</p> <p>調査の結果につきましては、農地としてそれぞれ適正に管理されておりましたので、その旨を「議案第4号添付資料」の5から9ページのとおり、税務署に報告したいとするものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>安原推進委員どうぞ。</p>
安原推進委員	<p>去る10月31日に現地調査等により確認を行いました。</p> <p>対象の特例農地は適正に管理されておりましたので、納税猶予の20年の満了を迎えるにあたって特段問題ないと思われまます。</p> <p>委員の皆さんのご審議、よろしくお願いいいたします。</p>
次長 局長	<p>議案朗読（4番及び5番）</p> <p>本件につきましては、10月31日、地区担当の立石猛委員、島村推進委員と11月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>相続人の納税猶予が20年の満了を迎えるため、その利用状況の確認を行ったものでございます。</p> <p>場所につきましては、現地調査案内図の9、10ページをご覧ください。</p> <p>調査の結果につきましては、農地としてそれぞれ適正に管理されておりましたので、その旨を「議案第4号添付資料」の10から13ページのとおり、税務署に報告したいとするものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>島村推進委員どうぞ。</p>
島村推進委員	<p>去る10月31日に現地調査等により確認を行いました。</p> <p>対象の特例農地は適正に管理されておりましたので、納税猶予の20年の満了を迎えるにあたって特段問題ないと思われまます。</p> <p>委員の皆さんのご審議、よろしくお願いいいたします。</p>
次長 局長	<p>議案朗読（6番）</p> <p>本件につきましては、10月31日、地区担当の蜂谷推進委員と11月の現地</p>

	<p>調査班で調査を行いました。</p> <p>相続人の納税猶予が 20 年の満了を迎えるため、その利用状況の確認を行ったものでございます。</p> <p>場所につきましては、現地調査案内図の 11 ページをご覧ください。</p> <p>調査の結果につきましては、農地として適正に管理されておりましたので、その旨を「議案第 4 号添付資料」の 14, 15 ページのとおり、税務署に報告したいとするものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>蜂谷推進委員どうぞ。</p>
蜂谷推進委員	<p>去る 10 月 31 日に現地調査等により確認を行いました。</p> <p>対象の特例農地は適正に管理されておりましたので、納税猶予の 20 年の満了を迎えるにあたって特段問題ないと思われます。</p> <p>委員の皆さんのご審議、よろしくお願ひいたします。</p>
事務局長	<p>4 番 5 番の持ち分がそれぞれ 3 分の 1 ずつという事で、残りの 3 分の 1 についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>相続税の納税猶予対象地はこの 3 分の 2 の農地という事です。</p> <p>残りの 3 分の 1 の方については、納税猶予を受けていない農地です。</p>
議長	<p>一括して質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。小名木委員どうぞ。</p>
小名木委員	<p>3 番の件で、尾崎の大字の 10 筆の場所はどこになりますか。</p>
議長	<p>地区担当委員として説明します。桑納川沿いから津金谷津までの田が尾崎地番になります。基盤整備した地区については、尾崎で登記されています。</p>
議長	<p>他に質疑ありますか。将司委員どうぞ。</p>
将司委員	<p>議案第 4 号添付資料のうち、利用状況確認書別表の作成年月日が全て令和 1 年 9 月となっていますが、これは税務署が作成した書類ですか。</p>

事務局	はい。日付は、税務署がこの表を作成した時点のものです。
局長	農業委員会がこの表の該当する番号のところに丸をつけて、税務署に回答するものです。
議長	他に質疑ありますか。
	【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 これより議案第4号について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。
	【「討論なし」の声あり】
議長	討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第4号について、原案のとおり回答することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
	【挙手】
議長	挙手、全員であります。 よって、議案第4号については、原案のとおり決定しました。
	【萩原委員 遅参により入室】
議長	●報告第1号 会長決裁事項の報告について 農地の転用事実に関する照会の件、 事務局より報告を願います。
次長	報告説明（1番）
議長	質疑を行います。 質疑ありませんか。立石勝則委員どうぞ。

立石勝則委員 事務局	この照会の内容を説明してください。 法務局からの照会に対して、現地調査を実施し、非農地として回答したという報告です。
小名木委員	地区担当として現地調査をしました。現地は私が子供の頃から農地として使われていた記憶がなく、この度、駐車場として土地を借りていた業者がその土地を買いたいため、地目を変更したいという事のようにです。
間野委員	非農地証明書や転用許可書を添付しないで法務局に登記申請を出したので、地目が農地のため、農業委員会に照会が来たものです。 非農地証明とは別です。
議長	他に質疑ありますか。 【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 報告第1号については、報告のとおり処理済みでありますので、ご承知願います。
議長	●報告第2号 事務局長専決事項の報告について、 農地法第4条届出書の件、 事務局より報告を願います。
次長	報告説明（1番から6番）
議長	質疑を行います。 質疑ありませんか。 【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 報告第2号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますので、ご承知願います。

議長	<p>●報告第3号 事務局長専決事項の報告について、 農地法第5条届出書の件、 事務局より報告をお願いします。</p>
次長	<p>報告説明（1番から27番）</p>
議長	<p>質疑を行います。 質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 報告第3号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますので、 ご承知願います。</p>
議長	<p>その他としまして、第3回遊休農地対策委員会が開催されましたので、加茂 委員から報告願います。</p>
加茂委員	<p>私から、10月の総会后終了後に第3回遊休農地対策委員会が開催されましたので、報告を致します。</p> <p>令和元年度の遊休農地対策委員会活動場所として、米本地区の一部に休耕農地があり、所有者の了解を得られれば新規就農者へのあっせんを進めていくことになっておりましたが、事務局からの報告で、所有者の了解が得られ、利用権設定契約等も可能であるとの説明があり、今後は利用権設定等の手続きを行い、遊休農地委員会活動として進めて参りたいと思います。</p> <p>次に令和2年度の遊休農地対策委員会の活動について協議致しました。</p> <p>事務局から予算要求の時期でもあり、令和2年度の遊休農地対策活動について、委員の皆さんの意見を伺いたいとのことでした。</p> <p>意見として、今後は景観植栽はやめたらどうか。また、遊休農地対策委員会で遊休農地等を確保し、新規就農者へあっせんしていくのなら、草刈りや耕うん等の経費は必要ではないかなどの意見が出ました。その他にも、来年の7月に改選になるので、現状のままで進めたらどうかとの意見もありました。</p> <p>令和2年度については、遊休農地等を新規就農者にあっせんする農地の確保を進めて行くことと、7月の改選後に新任の遊休農地対策委員の方に計画していただくことで意見がまとまりました。</p> <p>最後に、事務局から遊休農地などを利用した新規就農希望者の相談もありま</p>

	<p>すとの説明があり、新規就農者にあっせんするには、八千代市内の遊休農地を遊休農地対策委員だけで把握することはなかなか難しい状況であり、各地区の委員さんの協力が不可欠と考えております。</p> <p>各地域の遊休農地等の状況は地元委員さんが詳しいと思いますので、ぜひ情報提供を事務局にご連絡いただけますようお願い致します。</p>
議長	<p>ただいま、遊休農地対策委員会から報告がありました。質問等ありますか。</p> <p>【「質問なし」の声あり】</p>
議長	<p>質問等がないようですので、報告のとおりとします。</p> <p>加茂委員ありがとうございました。</p>
議長	<p>次に、八千代市農業委員会だより第 43 号の配付について、広報委員会の石井孝治推進委員から報告をお願いします。</p>
石井孝治推進委員	<p>これまで討議を重ねた結果、農業委員会だよりが完成しました。皆さんのお手元に配付されているとおりです。</p> <p>こちらの「第 43 号農業委員会だより」及び「わたしたちで農地を守りましょう！」というタイトルの違反転用防止に関するチラシの 2 点で 1 セットになっているものを、委員の皆さんにご協力いただき、農家の皆さんに配付をお願いします。</p> <p>農業委員の皆さんには、担当地区の名簿と、農業委員会だよりが入っている封筒が配付されていますので、同じ担当地区の推進委員の方とご相談のうえ、配付をお願いします。手さげ袋は 12 月の総会で事務局へ返却してください。来月は台帳調査があるため、必ずご返却ください。</p> <p>名簿は配付する際の記録簿としてご使用ください。なお、名簿に「郵送」または配付の必要がない旨記載されている方につきましては、配付していただく必要はありません。</p> <p>お忙しいとは思いますが、ご協力をお願いします。</p> <p>また、農業委員会だよりは、配付する以外に、事務局のカウンターに設置しますが、農協、農業交流センター及びふるさとステーションにも設置していただく予定ですのでご承知おきください。</p>
議長	<p>ただ今、広報委員会から報告がありました。質問等ありませんか。</p>

	<p>【「質問なし」の声あり】</p> <p>議長 質問等がないようですので、質疑を終わります。 各委員におかれましては、農業委員会だよりの配付をお願いします。 なお、説明にもありましたが、手さげ袋は農地台帳調査を行っていただく際にも使用しますので、必ず12月の総会で返却くださるよう私からも重ねてお願いします。 石井孝治推進委員ありがとうございました。</p> <p>議長 以上をもって、本総会における案件の審議は全て終了しました。 次に、事務局より連絡事項があります。</p> <p>次長 事務連絡 ○「令和元年度経営力強化・農地集積促進シンポジウム」の開催について ○農業委員等の綱紀の保持について ○農業委員会活動記録簿の回収について ○議案書及び現地調査結果報告書の回収について ○次回の総会について 12月9日（月）午後1時30分から 市役所 新館6階 第4会議室 現地調査：11月29日（金） 午後1時15分集合 担当委員：加茂委員，將司委員</p> <p>議長 以上で令和元年第11回総会を閉会します。</p>
--	---